

岡山県環境影響評価技術指針

平成11年 6 月 8 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

- 1 この岡山県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成 11 年岡山県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、環境影響評価及び環境管理（以下「環境影響評価等」という。）が適切に行われるために必要な技術的事項に関する指針を定めたものである。
- 2 この技術指針は、すべての対象事業（都市計画対象事業を含む。以下同じ。）に共通するものとして定めたものであり、事業者及び都市計画決定権者は、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を勘案して環境影響評価等を行うものとする。
- 3 この技術指針は、事例の集積、科学的知見の進展等に応じ、必要な改定を行うものとする。

第 2 環境影響評価等実施の基本方針

- 1 対象事業の計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たっては、岡山県環境基本条例（平成 8 年岡山県条例第 30 号）及び岡山県環境基本計画に十分に配慮し、事業の実施に際しての環境影響評価等の重要性を深く認識して、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるように努めるものとする。
- 2 環境影響評価等を行うに当たっては、条例に定めるところによるほか、技術指針に定める各事項を基本として、事業特性及び地域特性に応じ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

第 3 環境影響評価等の対象とする環境を構成する要素（以下「環境要素」という。）

環境影響評価等の対象とする環境要素は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

なお、環境要素は、事業特性及び地域特性を勘案して選定するものとする。

第 4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する指針

対象事業に係る環境影響評価は、次の 1 から 8 により、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定して行うものとする。

- 1 事業特性及び地域特性の把握
 - （1）対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。
 - ア 事業特性に関する情報
 - （ア）対象事業の種類

- (イ) 対象事業実施区域の位置
- (ウ) 対象事業の規模
- (エ) 対象事業の工事計画の概要
- (オ) その他の対象事業に関する事項（対象事業に係る主な施設の配置等）

イ 地域特性に関する情報

(ア) 自然的状況

- a 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定により定められた環境上の条件についての基準その他の目標値等（以下「環境基準等」という。）の確保の状況を含む。）
- b 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準等の確保の状況を含む。）
- c 土壌、地盤及び日照等の状況（環境基準等の確保の状況を含む。）
- d 地形及び地質の状況
- e 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- f 景観（歴史的・文化的景観を含む。）及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- g その他の事項

(イ) 社会的状況

- a 人口及び産業の状況
- b 行政区画の状況
- c 土地利用の状況
- d 対象事業予定地周辺で行われることが明らかにされている他の大規模な事業の内容
- e 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- f 交通の状況
- g 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- h 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画
- i 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- j 史跡・文化財（名勝・天然記念物等）
- k その他の事項

(2) (1) イに掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するものとし、必要に応じ、国、関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合、当該資料については、その出自を明らかにできるよう整理するものとする。

2 環境影響評価の項目の選定

(1) 対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業の実施に伴い環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）ごとに、影響を受けるおそれがある環境要素について、別表第1の区分により客観的かつ科学的に検討することにより行うものとする。

(2) (1) の影響要因の検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて細区分した影響要因ごとに行うものとする。

ア 対象事業に係る工事の実施（別表第1において「工事の実施」という。）

イ 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって、対象事業の目的に含まれるもの（別表第1において「存在・供用」という。）

(3) (1) の環境要素の検討は、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して、次に掲げる環境要素ごとに細区分して行うものとする。

ア 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

(ア) 大気環境

a 大気質

b 騒音

c 振動

d 悪臭

e 低周波音

f a から e までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

(イ) 水環境

a 水質（地下水の水質を除く。別表第1において同じ。）

b 水底の底質

c 地下水の水質及び水位

d a から c までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

(ウ) 土壌に係る環境その他の環境（(ア) 及び (イ) に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

a 地形及び地質

b 地盤

c 土壌

d 日照阻害

e 電波障害

f 光害

g 反射光

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

- (ア) 動物
- (イ) 植物
- (ウ) 生態系

ウ 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（エに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）

- (ア) 景観
- (イ) 人と自然との触れ合いの活動の場
- (ウ) 文化財、天然記念物その他

エ 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

- (ア) 廃棄物等（廃棄物及び建設副産物をいう。以下同じ。）
- (イ) 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）

(4) (1) の項目の検討は、1により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

(5) 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において、調査の実施、事業内容の具体化等により新たな環境影響評価の項目についての環境影響評価が必要となった場合、科学的知見の集積により環境影響の重大性が判明した物質を排出するおそれがある場合等環境影響評価の項目の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ(1)により選定した環境影響評価の項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行うものとする。

(6) (1) による環境影響評価項目の選定結果について、別表第1を参考に一覧できるよう整理するとともに、全ての評価項目（細区分ごと）について、選定又は非選定の理由を明らかにするものとする。

(7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づき指定されている史跡、名勝、天然記念物及びこれらに準ずるものについては、県（市町村）教育委員会の指示に基づき適切に行うものとする。

3 調査、予測及び評価の手法に係る基本的事項

(1) 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに当該選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討を行うものとする。この場合、次に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれに定める手法について、4から8までに定めるところにより行うものとする。

ア 2(3)アに掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

イ 2(3)イ(ア)及び(イ)に掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生（海生を含む。）の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じ

て抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

ウ 2(3)イ(ウ)に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、イの調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

エ 2(3)ウ(ア)に掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

オ 2(3)ウ(イ)に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然の触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

カ 2(3)ウ(ウ)に掲げる環境要素に係る選定項目については、有形の文化的遺産及び歴史資料で価値の高いもの、住民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの、史跡、名勝地等で価値の高いもの、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの、天然記念物並びに埋蔵文化財を包蔵する土地及びその周辺の環境の状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

キ 2(3)エに掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

(2) 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法の選定は、選定項目ごとに別表第2に掲げる調査及び予測の手法(以下「参考手法」という。)を基準として選定するものとする。

4 調査、予測及び評価の手法の選択に当たっての留意事項

(1) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下(2)及び(3)において「手法」という。)の選択は、1により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

(2) 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ、3により選定された手法の見直しを行うものとする。

(3) 手法の選択を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよ

う整理するものとする。

5 調査、予測及び評価の手法の重点化及び簡略化

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法の選定に当たっては、選定項目ごとに参考手法を基に選定するものとし、必要に応じて、参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定（(2)において「手法の重点化」という。）又は参考手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定（(3)において「手法の簡略化」という。）を行うものとする。
- (2) (1)による手法の重点化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。
 - ア 事業特性が、選定項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - イ 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (ア) 選定項目に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - (イ) 選定項目に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - (ウ) 選定項目に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域
- (3) (1)による手法の簡略化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。
 - ア 選定項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - イ 対象事業実施区域又はその周囲に、選定項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - ウ 類似の事例により選定項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - エ 調査の手法については、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

6 調査の手法

- (1) 対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、3に定めるところによるほか、次のアからオに掲げる事項について、それぞれアからオに定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準を確保するよう留意するものとする。
 - ア 調査すべき情報
 - 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用、対象事業の予定地周辺で行われることが明らかになっている他の大規模な事業の内容その他の社会的状況に関する情報
 - イ 調査の基本的な手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の手法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

ウ 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）

対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

エ 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第2において「調査地点」という。）

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

オ 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第2において「調査期間等」という。）

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

(2) (1) イの調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な手法を選定するものとする。

(3) (1) オの調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう選定するとともに、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するよう設定するものとする。

(4) (1) による調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。

(5) (1) による調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の情報の出自及びそれらの妥当性についても明らかにできるようにするものとする。この場合、希少な動植物の生息又は生育に関する情報の公開に当たっては、必要に応じ、種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

(6) (1) による調査の手法の選定に当たっては、現地調査を行う場合において、既存の長期間の観測結果が存在しているときは、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

7 予測の手法

(1) 対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、3に定めるところによるほか、次のアからエに掲げる事項について、それぞれアからエに定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準を確保するよう留意するものとする。

ア 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

イ 予測の対象とする地域（（４）及び別表第２において「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

ウ 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握する場合における当該地点（別表第２において「予測地点」という。）

選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

エ 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後定常状態になる時期、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

- （２）（１）アの予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- （３）（１）エの予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提となる条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ予測対象時期等での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。また、汚染物質の環境中での蓄積による累積的影響が考えられる場合には、これにも配慮した時期での予測を行うものとする。
- （４）（１）による予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。なお、予測の前提となる条件の設定に当たっては、当該条件の経時的変動、季節的変動及び経年的変化も踏まえ、環境影響が適切に予測されるよう留意するものとする。
- （５）（１）による予測の手法の選定に当たっては、対象事業の予定地周辺で行われることが明らかにされている他の大規模事業等対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合、対象事業に密接に関連する事業があれば、その環境影響をできる限り検討するほか、関係する地方公共団体が有する情報を収集して将来の環境の状況を設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込むときは、当該措置の内容を明らかにできるようにするものとする。
- （６）（１）による予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合で、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

8 評価の手法

対象事業に係る評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第5の1による検討を行った場合は、その結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- (2) 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

第5 環境の保全のための措置に関する指針

対象事業に係る環境の保全のための措置は、次に掲げる1から3に定めるところにより検討するものとする。

1 環境の保全のための措置の検討

- (1) 対象事業に係る環境影響評価を行うに当たっては、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体による環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。この場合、対象事業実施区域内に良好な自然環境を有する区域があるときは、当該区域及びその周辺を自然環境を保全すべき区域（3（4）において「自然環境保全区域」という。）として可能な限り広範囲に保全することを検討するものとする。
- (2) (1)による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（3（5）及び（6）において「代償措置」という。）を検討するものとする。

2 検討結果の検証

1による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうか検証するものとする。また、検証にあたっては必要に応じ、専門家等の助言を得て行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

3 検討結果の整理

1 による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- (4) 自然環境保全区域を設定するときは、その設定理由及び保全方針
- (5) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (6) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される環境要素の種類及び内容
- (7) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

第6 環境管理の項目及び手法に関する指針

対象事業に係る環境管理は、次に掲げる1から4に定めるところにより行うものとする。

1 環境管理の基本的事項

対象事業の実施（工事着手）以後において、将来判明すべき環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行い、及び当該環境の状況に応じた適切な環境の保全のための措置を講ずることとし、環境管理に当たっては、当該対象事業について、評価書に記載された環境管理についての計画に定めるところに従って行うものとする。

2 環境管理の項目及び手法の選定

環境管理の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 環境影響評価を行った項目の中から環境管理の項目として、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるように整理すること。
- (3) 事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討ができる適切かつ効果的な地域又は地点において、適切かつ効果的な期間（事業活動が定常状態となるまでの期間、環境保全措置の効果が確認できるまでの期間等）、時期又は時間帯について調査を実施すること。
- (4) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が少ない手法を選定すること。

3 環境管理計画の内容

環境管理の内容については、次に掲げる事項を検討し、明らかにできるよう整理するものとする。

- (1) 各環境影響評価項目について、事後調査の項目としての選定又は非選定理由
- (2) 事後調査の項目及び手法
- (3) 事後調査の結果についての考察

- (4) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針
 - (5) 環境管理の結果の公表の方法
 - (6) 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
 - (7) 事業者以外の者が環境管理の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - (8) (1) から (7) に掲げるもののほか、環境管理の実施に関し必要な事項
- 4 環境管理計画の見直し
- 対象事業の実施以後において予測外の自体が判明したときは、その内容に応じて環境管理計画を見直し、適切な環境保全措置を講じるものとする。

第7 その他

1 記述に当たっての注意

実施計画書、準備書及び評価書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、学術的専門用語の使用は必要最小限にとどめるよう努めるものとする。また、視覚的な表示方法を用いるなど、県民にとって理解しやすい記述となるよう努めるものとする。

2 出典等の明示

実施計画書、準備書及び評価書の作成に際し、調査等で使用した既存の資料の出典及び作成年月日、現地調査を行った場合の日時、機関名、天候、助言を受けた専門家等の所属機関の種別、その他必要な事項を明示するものとする。

別表第 1 環境影響評価等の対象とする環境要素

影響要因の区分				工事の実施			存在・供用		
環境要素の区分			細区分						
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質							
		騒音							
		振動							
		悪臭							
		低周波音・その他							
	水環境	水質							
		水底の底質							
		地下水の水質及び水位							
		その他							
	土壌環境・その他の環境	地形及び地質							
		地盤							
		土壌							
		日照障害							
		電波障害							
		光害							
		反射光							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物								
	植物								
	生態系								
地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観								
	人と自然との触れ合いの活動の場								
	文化財・天然記念物・その他								
環境への負荷の低減	廃棄物等								
	温室効果ガス等								

備考

- 「工事の実施」及び「存在・供用」欄には、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の欄に掲げる各影響要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示すため、○印を記載する。
- 環境要素に係る細区分・・・窒素酸化物、粉じん、土砂による水の濁り等を記載する。
- 影響要因に係る細区分・・・建設機械の稼働、車両の運行、工場の稼働等を記載する。

別表第2 参考手法

標準項目		参考手法	
1 環境要素 の区分	2 影響要因	3 調査の手法	4 予測の手法
大気環境	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行、航空機の運航、施設の稼働、工場等における事業活動その他の要因	1 調査すべき情報 ア 大気汚染物質の濃度等の状況 イ 気象の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合、現地調査による大気汚染物質の濃度等の状況の測定方法については、大気汚染に係る環境基準その他の国の告示等に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法、現地調査による気象の状況の測定方法については、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法による。 3 調査地域 大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等	1 予測の基本的な手法 ア プルーム式、パフ式その他大気の拡散理論に基づく予測式による計算若しくはその他の数理的手法 イ 風洞模型実験又は野外拡散実験 ウ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえ、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 大気汚染物質ごとの拡散の特性を踏まえて環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事中にあつては対象事業の実施による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期

			大気汚染物質の拡散の特性を踏まえ、調査地域における大気汚染物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	騒音	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行、列車の走行、航空機の運航、施設の稼働、工場等における事業活動その他の要因	1 調査すべき情報 ア 騒音の状況 イ 道路の沿道等の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合、現地調査による騒音の測定方法については、騒音に係る環境基準その他国の告示等に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 ア 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 イ 模型実験 ウ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期
	振動	建設機械の稼働、資材及び	1 調査すべき情報 ア 振動の状況	1 予測の基本的な手法 ア 振動の伝搬理論に基づく予測式を用いた計算

		機械の運搬に 用いる車両の 運行、自動車 の走行、列車 の走行、施設 の稼働、工場 等における事 業活動その他 の要因	イ 道路の沿道等の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合、現地調査による振動の測定方法については、振動規制法施行規則、国の告示等に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	イ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期
	悪臭	施設の稼働、 廃棄物の埋立 てその他の要 因	1 調査すべき情報 ア 悪臭の状況 イ 気象の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合、現地調査による悪臭の測定方法については、国の告示等に定める測定方法又はこれらに準ずる方法、現地調査	1 予測の基本的な手法 ア 既存の拡散式を用いた計算その他の数理的手法 イ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境

		による気象の状況の測定方法については、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法による。 3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となると認められる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期
低周波音	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行、列車の走行、航空機の運航、施設の稼働、工場等における事業活動その他の要因	1 調査すべき情報 ア 低周波音の状況 イ 道路の沿道等の状況 ウ その他必要な状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合、現地調査による低周波音の測定方法については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁）による。 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	1 予測の基本的な手法 ア 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 イ 模型実験 ウ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事中にあっては工事の実施による環境影響が最大となると認

			4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	められる時期とし、供用時にあっては事業活動が定常状態となる時期
水環境	水質	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 ア 水質汚濁物質の濃度等の状況 イ 河川にあってはその流量、海域にあっては潮汐の状況及びその他水象の状況 ウ 気象の状況 エ 水質に影響を及ぼす土質の状況 オ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合、現地調査による水質汚濁物質の濃度等の測定方法については、水質汚濁に係る環境基準その他国の告示等に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。 3 調査地域 水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、水質汚濁物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、水域の状況を考慮して設定する。 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 ア 河川における生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量にあっては物質の収支に関する式を用いた理論計算 イ 海域又は湖沼における化学的酸素要求量及び浮遊物質量にあってはジョセフセンドナー式を用いた理論計算又は汚濁物質の拡散理論に基づく予測式による計算 ウ 既存の混合・拡散式を用いた計算その他の数理的手法 エ 統計的手法 オ 水理模型実験 カ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、水質汚濁物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 調査地域のうち水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、水質汚濁物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 ア 造成等の施工による水の濁り等に係る環境影響が最大となる

		水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水質汚濁物質の拡散等の特性を踏まえ、調査地域における水質汚濁物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	時期 イ 対象事業の事業活動が定常状態となる時期
水底の底質	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 ア 水底の底質の状況 イ 水象及び水質の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、現地調査による底質汚染物質の濃度等の測定方法については、「底質調査方法」（平成24年環境省）、国の告示等に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。 3 調査地域 水底の底質の特性を踏まえ、底質汚染等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の底質の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 水底の底質の特性を踏まえ、調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等	1 予測の基本的な手法 ア 水底の底質の拡散によるものについては、事業計画の内容を分析し、拡散の程度を把握した上での事例の引用又は解析 イ 底質汚染物質等の流入によるものについては、物質の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水底の底質の特性を踏まえ、底質汚染等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水底の底質の特性を踏まえ、予測地域における底質汚染等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水底の底質の特性を踏まえ、底質汚染等に係る環境影響を的確に把握できる時期

			水底の底質の特性を踏まえ、調査地域における水底の底質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
	地下水の水質及び水位	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 ア 地下水の水質及び水位等の状況 イ 地質の状況 ウ 河川の水位の状況 エ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合、現地調査による地下水の水質の測定方法については、地下水の水質汚濁に係る環境基準その他国の告示等に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。 3 調査地域 地域の特性を踏まえ、地下水の水質及び水位等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地域の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水質及び水位等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地域の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水質及び水位等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 ア 地下水の水質については、地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析 イ 地下水の水位については、既存の拡散式を用いた計算その他の数理的手法又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえ、地下水の水位等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえ、予測地域における地下水の水位等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 地下水の水質及び水位等に係る環境影響を的確に把握できる時期

土 地 環 境 ・ そ の 他 の 環 境	地形及び 地質	工事の実施、 土地又は工作 物の存在及び 供用その他の 要因	1 調査すべき情報 ア 地形及び地質の状況 イ 重要な地形及び地質の分布状態及び特性 ウ 土地利用の状況 エ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえ、調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質にあつては、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地盤	工事の実施、 土地又は工作 物の存在及び 供用その他の 要因	1 調査すべき情報 ア 地盤沈下の状況 イ 土地の安定性 ウ 地下水の水位等の状況 エ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	1 予測の基本的な手法 ア 地盤沈下については、改変の程度を把握した上での事例の引用又は解析 イ 地下水の水理に関する解析 ウ 地盤の圧密に関する解析 エ 土地の安定性については、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法による解析 2 予測地域

		3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 土地の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下及び土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 土地の特性を踏まえ、調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下及び土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期	調査地域のうち、土地の特性を踏まえ、地盤沈下及び土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 調査地域のうち、土地の特性を踏まえ、地盤沈下及び土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 土地の特性を踏まえ、土地の改変に係る地盤沈下及び土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期
土壌	工事の実施、 土地又は工作物の存在及び 供用その他の 要因	1 調査すべき情報 ア 土壌汚染の状況 イ 土壌の特性 ウ 土地利用の履歴及び状況 エその他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。この場合、現地調査による土壌の測定方法については、土壌汚染に係る環境基準その他国の告示等に定める測定方法、日本産業規格に定める測定方法又はこれらに準ずる方法による。 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 事業の特性及び地域の特性を踏まえて、調査地域における土壌に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	1 予測の基本的な手法 工事計画の内容、対象事業の種類、規模及び地歴等を考慮した上での事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、事業の特性及び地域の特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 調査地域のうち、事業の特性及び地域の特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業の特性及び地域の特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期

			5 調査期間等 事業の特性及び地域の特性を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	
	日照障害	工作物の存在 及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 ア 日照の状況 イ 土地利用の状況 ウ 地形の状況 エ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえ、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 土地利用及び地形の特性を踏まえ、調査地域における日照障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	1 予測の基本的な手法 ア 数値計算による日影図の作成又は模型実験 イ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事が完了する時期
	電波障害	工作物の存在 及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 ア 電波の送受信の状況 イ 土地利用の状況 ウ 地形の状況 エ その他必要な項目	1 予測の基本的な手法 ア 電波の伝播理論式 イ 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて電波障害

			2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地域の特性を踏まえ、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 地域の特性を踏まえ、調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地域の特性を踏まえ、調査地域における電波障害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における電波障害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 ア 建築物等の設置によるものについては、工事の完了する時期 イ 列車の走行又は飛行機の飛行によるものについては、対象事業における列車等の運行計画からみて適切な時期
	光害	工作物の存在 及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 ア 照明環境の状況 イ 土地利用の状況 ウ 地形の状況 エ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地域の特性を踏まえ、光害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 漏れ光、障害光等の有無や程度について、土地利用及び地形の特性を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、光害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 地域の特性を踏まえ、予測地域における光害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 ア 工事による光害の影響が適確に把握できる時期 イ 工事が完了する時期

			地域の特性を踏まえ、調査地域における光害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地域の特性を踏まえ、調査地域における光害に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
	反射光	工作物の存在 及び供用その他 の要因	1 調査すべき情報 ア 土地利用の状況 イ 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 反射光の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 反射光の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 反射光の有無や程度について、土地利用及び地形の特性を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 反射光の特性を踏まえ、予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期

生 物 の 多 様 性 の 確 保 及 び 自 然 環 境 の 体 系 的 保	動物	工事の実施、 土地又は工作 物の存在及び 供用その他の 要因	1 調査すべき情報 ア 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相及びその分布の状況 イ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。この場合において、動物の活動期に留意するものとする。	1 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上での事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	植物	工事の実施、 土地又は工作 物の存在及び 供用その他の 要因	1 調査すべき情報 ア 植物に係る植物相及び植生の状況 イ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の	1 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上での事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認めら

		整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯とする。この場合において、植物の生育期等に留意するものとする。	れる地域 3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
生態系	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 ア 動植物その他の自然環境に係る概況 イ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 ウ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上での事例の引用又は解析 なお、動物、植物等の関連する他の環境影響評価の項目の予測結果を総合的に解析するものとする。 2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

			5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
地域 の 景 観 の 保 全 及 び 人 と 自 然 と の 豊 か な 触 れ 合 い	景観	土地又は工作物の存在及び供用、土石採取プラントの建設その他の要因	1 調査すべき情報 ア 主要な眺望点の状況 イ 景観資源の状況 ウ 主要な眺望景観の状況 エ その他必要な項目 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 調査地域の景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 調査地域の景観の特性を踏まえ、調査地域における主要な眺望点、景観資源、眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 ア 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上での事例の引用又は解析 イ 主要な眺望景観については、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法 2 予測地域 調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用その他の	1 調査すべき情報 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上での事例の引用又は解析 2 予測地域

いの確保		要因	ウ その他必要な事項 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による最新の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、教育委員会、専門家等の指導・助言を受けて実施するものとする。 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯。この場合において、利用の季節変動等を考慮し、利用の多い時期を含むよう留意すること。	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
	文化財・天然記念物	工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用その他の要因	1 調査すべき情報 文化財及び天然記念物（以下「文化財等」という。）並びにそれらの周辺の環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による最新の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、教育委員会、専門家等の指導・助言を受けて実施するものとする。 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析とし、教育委員会、専門家等の意見を参考とする。 2 予測地域 調査地域のうち、文化財等の特性を踏まえ、文化財等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 文化財等の特性を踏まえ、文化財等に係る環境影響を的確に把握できる時期

			4 調査地点 文化財等の特性を踏まえ、調査地域における文化財等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時点 5 調査期間等 文化財等の特性を踏まえ、調査地域における文化財等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期	
環境への負荷の低減	廃棄物等	工事の実施、施設の供用その他の要因		1 予測の基本的な手法 対象事業に係る工事に伴う建設副産物及び事業活動に伴い発生する廃棄物の種類毎の発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 ア 工事中にあつては工事期間、供用時にあつては事業活動が定常状態となる時期 イ 太陽電池発電所にあつては、アに加え、発電事業終了時（太陽光パネルの撤去・廃棄時）
	温室効果ガス等	工事の実施、施設の供用その他の要因		1 予測の基本的な手法 ア 対象事業に係る事業活動に伴い発生する温室効果ガス等の排出量、エネルギーの使用量の係数を基に算出する方法 イ 事例の引用若しくは解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 対象事業に係る事業活動が定常状態となる時期

備 考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び貴重な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 3 この表において「土地の安定性」とは、施設等を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 4 この表において「反射光」とは、物体の表面に入射した太陽光が反射し、保全対象に到達する現象をいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定多数のものが利用している事業実施区域を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点からの事業実施区域の眺めをいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合い活動の場」とは、不特定多数かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合い活動の場をいう。